

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

近年、個人情報保護に対する意識が高まり、平成 2 0 年 5 月、国は法改正を行い住民票の写し等を請求する際の本人確認を厳格にするなど、不正請求防止の対策を講じてきました。それでもなお、第三者等による不正請求が想定されることから、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を導入し、不正取得の抑止や早期発見、個人の権利侵害の防止を図ろうとするものです。

記

1 概要

住民票の写し等を本人の委任による代理人や、第三者（弁護士、司法書士など）に交付した場合に、事前に登録した者に対してその事実を通知するものです。登録手続は市民課で行います。

2 対象者

- ・ 出雲市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者
- ・ 出雲市の戸籍に記載されている者

3 通知対象とする証明書等

- ・ 住民票の写し（除票含む）
- ・ 住民票の記載事項証明書
- ・ 戸籍謄抄本（除籍含む）
- ・ 戸籍全部（個人）事項証明書
- ・ 戸籍の附票の写し（除附票含む）
- ・ 戸籍の記載事項証明書

4 通知する内容

- ・ 証明書の交付年月日
- ・ 交付した証明書等の種別
- ・ 交付通（件）数
- ・ 交付請求者（住所、氏名等は通知しない）

＊本人の委任による代理人

＊第三者

【内訳】

- | | |
|----------------------|----------------|
| ・ 弁護士又は弁護士法人 | ・ 司法書士又は司法書士法人 |
| ・ 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人 | ・ 税理士又は税理士法人 |
| ・ 社会保険労務士又は社会保険労務士法人 | ・ 弁理士又は特許業法人 |
| ・ 海事代理士 | ・ 行政書士又は行政書士法人 |
| ・ その他（債権者等） | |

5 対象外とする請求

- ・弁護士からの裁判、訴訟、刑事事件手続に係る請求
- ・国、地方公共団体等からの公用請求

6 開示請求

本人が、住民票の写し等の交付内容について知りたい場合は、出雲市個人情報保護条例第11条の規定に基づき、開示請求をすることができます。

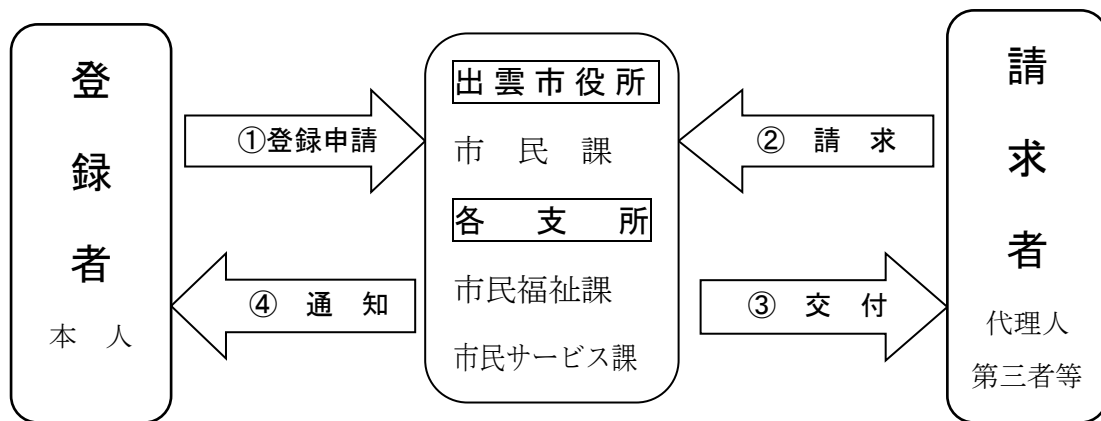
7 実施時期

- ・登録受付開始日：平成30年 7月2日
- ・本人通知開始日：平成30年10月1日

8 周知方法

- ・広報いずも、ホームページ等への掲載
- ・チラシ等の配布

9 制度の流れ



【参 考】

○他自治体の導入状況

県内

大田市、浜田市、益田市、美郷町、邑南町、川本町、津和野町、吉賀町（H30.6.8現在）

※大田市の状況（H30.6.8現在）登録者数：199名

通知事例：77件

全国

*導入市町村数 676市町村（H29年9月現在）

*導入割合 39.3%

*全市町村が導入している都道府県：大阪府、京都府、埼玉県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、大分県